



八丁味噌

## 第4章

### 景観形成重点地区における景観計画

1. 八丁地区景観形成重点地区
2. 藤川地区景観形成重点地区



# 1. 八丁地区景観形成重点地区

## (1) 地区の概要

### 1) 地区の特性

#### ① 自然・地形

八丁地区は、矢作川の左岸、町名の由来ともなった、岡崎城から西へ八丁（約870m）の距離にある八帖町（旧八丁村）に位置し、古来、矢作川の舟運と旧東海道が交わる水陸交通の要衝にあつて、良質な伏流水や湿気の強い気候風土のもと、二夏二冬熟成させる独特の製法によりその名が全国に知られる「八丁味噌」の産地として発展してきた地区です。

#### ② 歴史・伝統

江戸時代には矢作川に土場（船着場）や塩座（塩の専売）が置かれ、舟運を利用して原料の大豆や塩を調達し、味噌の出荷が行われました。現在も老舗製造工場2社が立地し、その味を伝えています。平成8年(1996年)には合資会社八丁味噌の本社事務所と蔵（史料館）が国の有形文化財に登録されるなど、建造物としてもその外観は重要な景観資産となっています。また、今回で16代目となる矢作橋は、今から約410年前の慶長年間に、土橋として江戸時代に架けられて以降、その規模や重要性はいうまでもなく、葛飾北斎や歌川広重等の浮世絵にも数多く描かれ、豊臣秀吉と蜂須賀小六が会った伝説の舞台となるなど、名実ともに近世までわが国で一番有名な橋として、時代を経た今なお、日本の大動脈を支えると同時に、本市を代表する橋でもあります。

#### ③ 暮らし・まち

都市計画は、中岡崎駅周辺は商業系、その他は工業系の各用途地域に指定されており、鉄道2路線の駅があるなど、地域の玄関口として、また、八丁味噌の蔵並みや旧東海道沿いの歴史的な建造物等が地域固有の景観を伝え、本市を代表する産業観光拠点として、地場産業と住宅が共存する中心市街地の一角を形勢しており、地域固有の特性に根ざしたまちなみ景観を呈しています。

平成19年には、NHKの連続テレビ小説「純情きらり」の舞台となったのを契機に、八帖往還通り（旧東海道）等の舗装の美装化や案内サイン等が整備され、味噌製造工場と住宅が共存した良好な住環境の維持・保全と、土地利用の面から伝統的な地場産業の保護・育成を図るため、都市計画法に基づく「地区計画」が定められました。



八丁蔵通り



歌川広重「岡崎 矢矧ノ橋」  
（「東海道五十三次」保永堂版）

## 2) 課題

八丁地区は、平成 20 年度に実施した、「景観に関する市民意識調査」において、「岡崎らしいと感じる景観」として、「八丁味噌の蔵並み」が上位にあげられるなど、本市を代表する産業観光拠点として、多くの来訪者がある一方で、少子高齢化が進み、地区内には空地も目立つなど、定住促進がまちの一つの課題となっています。このため、このまちに住む人、訪れる人、みんなが心地よくくらすために、地域の誇りと愛着を育みながら住まい続けることのできる景観まちづくりが必要となっています。



地区内で増加しつつある空地

## 3) 景観まちづくりの意義

伝統的な地場産業が現代に息づく景観は、後世へと大切に継承すべき市民共有の財産の一つであるといえます。八丁味噌の蔵並み等を景観まちづくりの核としながら、地場産業の活力を活かして、活力と賑わいのあるまちなみ景観の形成に取り組むこととします。



旧東海道（往還通）のまちなみ



「純情きらり」のロケ地を示す看板



まちなかにたたずむ光圓寺の門

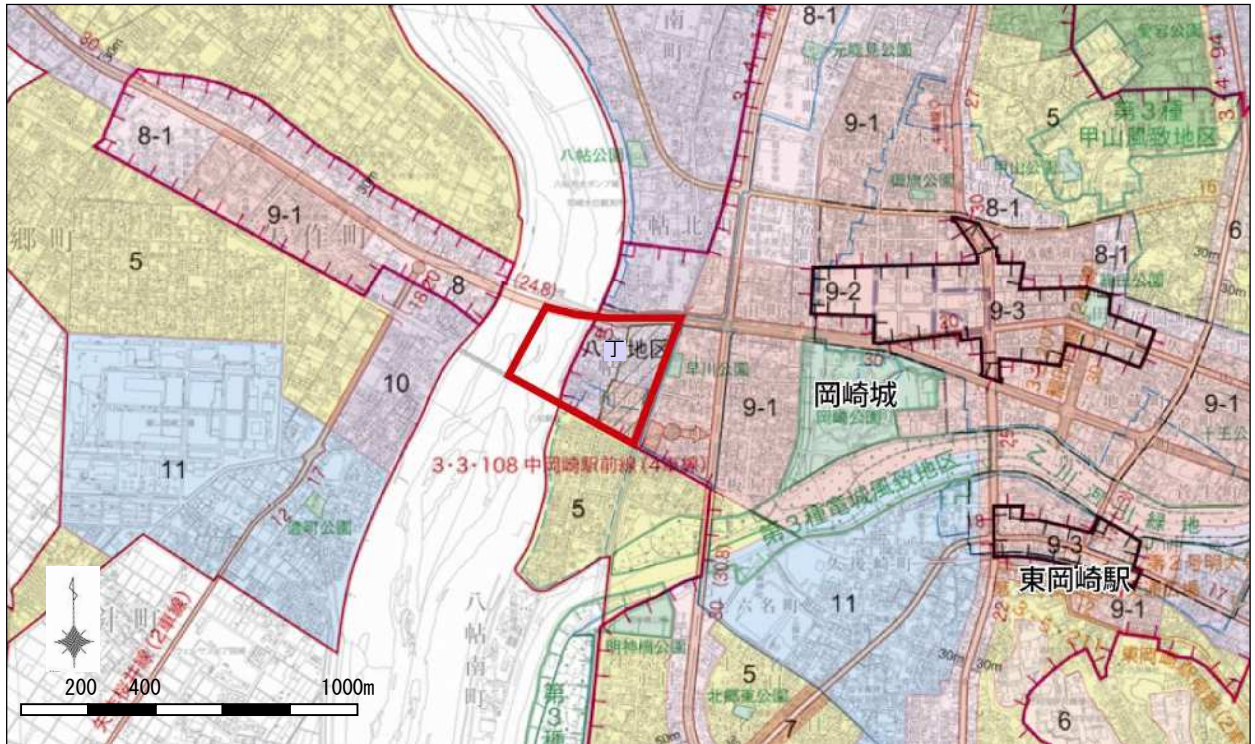


八丁蔵通りのまちなみ

## (2) 地区の区域

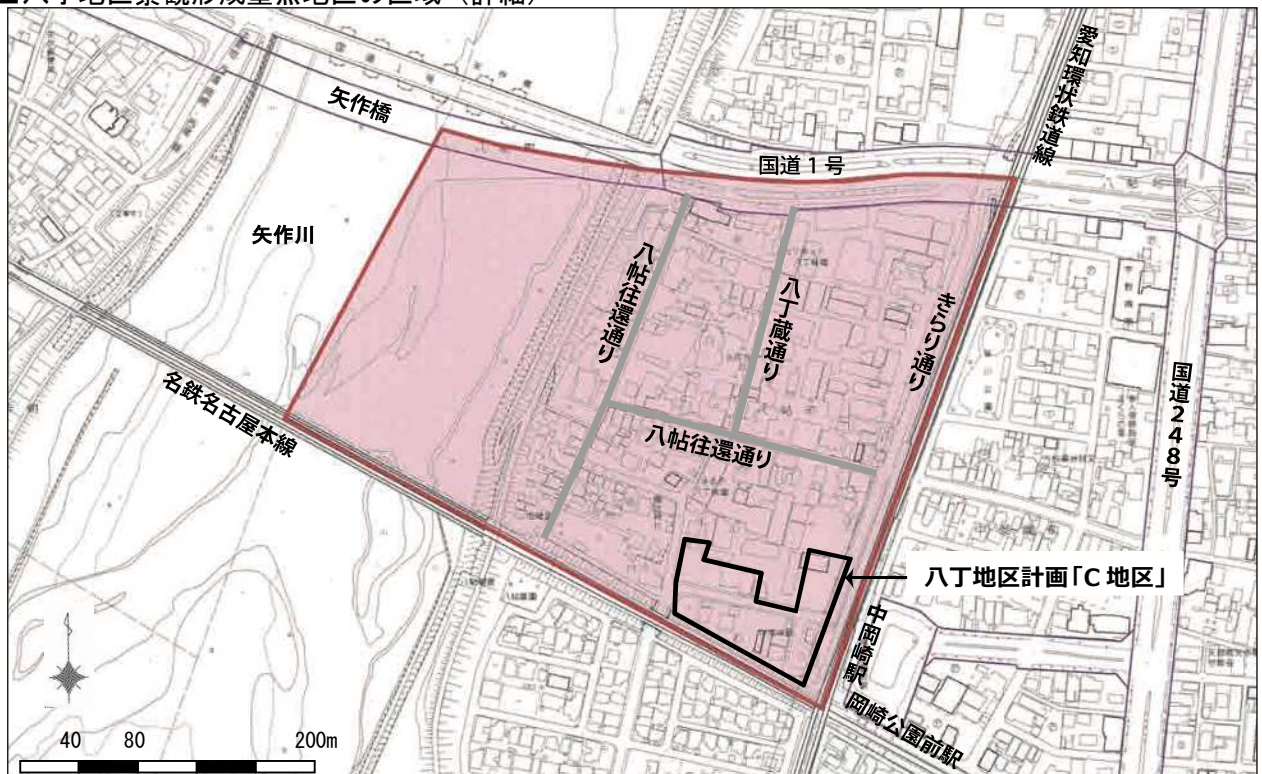
八丁地区景観形成重点地区の指定範囲は、旧東海道や八丁味噌の地場産業に代表される歴史的・文化的資産が旧東海道沿いだけでなく、一定の広がりのある範囲に分布していること、また、矢作川の舟運とともに発展してきた地区の特性を踏まえ、矢作川及び鉄道、国道に四方を囲まれた地区全体を区域とします。(面積約 12.8 ヘクタール)

### ■八丁地区景観形成重点地区の区域 (広域)



※八丁地区の指定区域は、都市計画法に基づく商業地域及び準工業地域に位置づけられています。

### ■八丁地区景観形成重点地区の区域 (詳細)



### (3) 景観まちづくりの方針

#### 1) 将来の景観像

くらしと地場産業が共生し、  
活力あふれ、賑わいのあるまちなみ

八丁地区の景観まちづくりは、産業観光拠点という地域の個性を活かし、旧東海道や地場産業等の固有の歴史や伝統と、ここで生活する人々のくらし、観光交流との調和を通じて、良好な景観を保全及び創出し、地域の魅力や活力を高めながら、八丁らしいまちなみを育んでいくことが大切です。

良好な生活環境と、今なお伝統製法が営まれる八丁味噌の地場産業が調和し、互いに高め合うような共生により、固有の歴史や伝統を今に伝える歴史的な建造物等を大切に守るとともに、これらの魅力と、観光交流による活力が融合するような景観形成の取り組みと、安全・安心、快適にくらせるための環境改善のまちづくりとが一体となった「景観まちづくり」を進め、「くらしと地場産業が共生し、活力あふれ、賑わいのあるまちなみ」を、生活環境の住みよさの向上や、住む人の誇りや愛着とともに長い時間をかけて創生していくこととします。



## 2) 景観形成方針

目指すべき将来の景観像を実現するために、次に示す3つの方針を掲げ、市民や事業者と行政の積極的な協働・協創による景観まちづくりを進めます。

### I 一人ひとりが地域への関心を高め、できることから主体的に取り組む

景観まちづくりは、人々の日々の暮らしの積み重ねによって、より良い生活環境とともに良好な景観を育むものであり、ここでくらす一人ひとりが、目の前の景観や地域への関心を高め、できることから主体的に景観まちづくりに取り組むこととします。

このため、行政は、地域や景観について学び、考え、行動する機会の提供や、専門家や有識者の派遣等による知識の普及等により、景観まちづくりへの意識を高めるとともに地域の主体的な取り組みの支援に継続的に取り組むこととします。

### II 八丁味噌の蔵並み等を、「まちなみ」の核として活かす

八丁味噌の蔵並みや歴史を重ねた建造物、八帖往還通り（旧東海道）や八丁蔵通り等の地域の歴史や伝統を物語る数々の資産は、地域固有の歴史や成り立ちを伝えるものであることから、将来にわたり、保全するとともに、個々の建築物等をつなぐ、まちなみ景観の核として活用します。

### III まちの変化をつなぎ、共生により活力と賑わいを生み出す

まちは変化するものであり、まちの姿である景観もまた、歴史的なものだけではなく、新しくつくられるものと一体となってかたちづくりられ、常に変化していくものです。

建築物等の建替え等の、まちの変化の機会を捉え、一定のルールのもと、安全・安心、快適にくらせるための生活環境の向上を通じて、くらしと地場産業の共生により、固有の魅力と観光交流による活力が融合する、賑わいのある“八丁らしい”まちなみ景観を創生します。



平成 23 年（2011 年）撮影

### 3) 景観配慮指針等

#### ① 景観配慮指針

景観形成方針に基づき、建築行為等に際して、景観上配慮いただきたい事項を、景観配慮指針として、次のとおり定めます。(景観配慮指針の考え方は91ページを参照。)

##### ■景観配慮指針(八丁地区)

項目		推奨配慮指針(自主配慮)
建築物及び工作物	高さ	□周辺のまちなみと調和するよう、周囲から突出しない高さとするよう努める。
	位置配置	□八帖往還通りや八丁蔵通り等に面する建築物等の壁面の位置は、歴史的な建造物等にできるだけそろえ、まちなみが連続するよう努める。 □やむなく、建築物等を後退して建築する場合や、駐車場等の空地の場合は、道路沿いに門、塀、生垣等を設け、まちなみの連続性を損なわないよう努める。
	形態意匠	□屋根の形状は、勾配屋根を基本とし、歴史的な建造物と調和するよう努める。(八帖往還通りや八丁蔵通り等に面する建築物は平入りとする等)
		□壁面及び屋根の素材は、周辺のまちなみと調和するよう、落ち着いた質感を基本とし、自然素材を用いるよう努める。(木材、石材及び瓦を用いる等)
	色彩	□壁面及び屋根の色彩は、周辺のまちなみと調和するよう、低彩度の落ち着いた色彩となるよう努める。
屋外設備等	□屋外に設ける設備(空調機器の室外機等)は、道路等の公共空間から直接見えにくい場所に配置するよう努める。 □やむをえない場合は、建築物等との調和に配慮し、植栽や木製部材で囲うか色彩を工夫するよう努める。	
道路空間		□利用者が安心して利用できる快適性と、道路舗装の工夫等により沿道のまちなみを引き立てる潤いのある道路空間の創出を図る。

※平入りとは、建物の正面出入口の方向に向かって一律に傾斜している屋根の形式をいいます。

八丁地区でみられる歴史的な建造物等では、道路に面して平入りの形式のものが多くみられます。

#### ② 景観協議の対象行為

景観協議の対象行為は、次のとおりとします。(景観協議のしくみは87~88ページを参照。)

##### ■景観協議の対象行為(八丁地区)

区分	規模	行為
建築物	□全てのもの	□新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
工作物		□新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

※道路整備についても、原則として、景観協議を行うこととします。

##### 【適用除外】

- ◆景観計画区域(市全域)の適用除外に定めた事項

## (4) 景観形成基準等

景観まちづくりの方針を受け、八丁らしいまちなみ景観を維持するため、建築物等の高さの最高限度を定めます。

### ■景観形成基準（八丁地区）

項目		指導基準（勧告）
工作物	高さ	<input type="checkbox"/> 地盤面からの高さが15メートルを超えないものとする。 <input type="checkbox"/> ただし、市長が景観審議会の意見を聴き、良好な景観を阻害しないものとして認める場合はこの限りでない。

### ■届出対象行為（八丁地区）

区分	規模	行為
建築物	□高さが10メートルを超えるもの	□新築、増築、改築若しくは移転又は外観を変更することとなる修繕若しくは模様替
工作物		□新設、増築、改築若しくは移転又は外観を変更することとなる修繕若しくは模様替

※当該工作物が建築物と一体となって設置される場合にあっては、地盤面から当該工作物の上端までの高さが届出対象行為の規模を超えるものを含む。

#### 【適用除外】

- ◆景観計画区域（市全域）の適用除外に定めた事項
- ◆都市計画法に基づく八丁地区計画の「C地区（商業地域）」
- ◆10メートルを超えない高さにおける外観を変更することとなる修繕又は模様替



「八帖屋並」 1986年6月 柄澤照文 作

## 2. 藤川地区景観形成重点地区

### (1) 地区の概要

#### 1) 地区の特性

##### ① 自然・地形

藤川地区は、山綱川が山を削ってできた東西に伸びた狭隘な低地に発達したまちで、南北に迫るなだらかな山々の緑、山綱川や城山川など谷部を流れる川の水等の豊かな自然環境に恵まれています。

##### ② 歴史・伝統

狭隘な地形のため、古来より交通の要衝として、江戸時代には徳川家康公が1601年、藤川に伝馬朱印状を発給し、東海道37番目の宿場町「藤川宿」として栄えました。当初は、およそ5町45間(約630m)と小さな宿場町でありましたが、人馬の不足を補うために1648年に東隣の舞木村字市場を加宿し、9町20間(約1020m)とその規模を大きくしていきました。幕末の資料によると、本陣と脇本陣が各1軒、旅籠が36軒あり、街道沿いには、一里塚やまつ並木、常夜燈等が整備されていました。また「むらさき麦」の産地としても知られ、江戸時代の古い書物「東海道名所記」に記録されているほか、「爰も三河むらさき麦のかきつはた」と詠まれた松尾芭蕉の句碑があります。



藤川のまつ並木



脇本陣跡周辺のまちなみ

##### ③ 暮らし・まち

都市計画は、名鉄名古屋本線を境におおむね、北は工業系、南は住居系の用途地域に指定されています。昭和40年代以降、まつ並木の保護や管理、文化財図録の発刊、社寺等の案内標示の設置、栽培されなくなったむらさき麦の栽培など、地道な地域活動が進められ、平成7年には「藤川宿まちづくり研究会」が発足し、同会を中心に地域住民らによる自主的なまちづくり活動が進められました。これらのまちづくり活動とあわせて、平成3年からの東海道ルネッサンス事業(155ページ参照。)、平成8年からの「歴史国道」整備事業を通じて各種の施設整備が進められ、地域住民と行政が一体となって、宿場町等の歴史を活かした藤川らしいまちづくりに取り組んでいます。



東棒鼻ポケットパーク

現在も、藤川町と市場町の旧宿場町の区間にあたる西棒鼻と東棒鼻の間を中心に、旧東海道沿いのまつ並木や現存する歴史的な建造物等が地域固有の景観として宿場町の面影を伝えるほか、新しい建物もその敷地形態等に宿場町のまちの構造が色濃く反映されるなど、地域固有の特性に根ざしたまちなみ景観を呈しています。新たなまちづくりとして、名鉄藤川駅の北側に東部地域交流センター、愛知県内の国道1号では初めてとなる「道の駅 藤川宿」、及びその周辺道路等の基盤整備も進められています。

## 2) 課題

平成20年度に実施した「岡崎市の景観に関するアンケート」においては、「岡崎らしいと感じる景観」として、「東海道藤川宿・松並木」が上位にあげられるなど、宿場町の面影を伝える藤川地区の景観は、後世へと大切に継承すべき市民共有の財産の一つであるといえます。その一方で、徐々に失われつつある歴史的建造物等を保全し、新たな付加価値を見つけて、それらを現代のくらしとつなぎ、一体的なまちづくりの中で継続性を持って活用していくことや、狭隘な地形条件もあって、国道1号の渋滞時には通過交通が旧東海道に流入し、現況幅員での安全性の確保等が今後の課題となっています。



旧東海道を往来する車両

## 3) 景観まちづくりの意義

現存する歴史的建造物等を核としながら、現代のくらしを通じて、宿場町の風情を高める景観まちづくりに取り組むことは、市民のふるさと意識（誇りや愛着）や地域内コミュニティを活性化させ、まちの魅力と活力を創出することが期待されます。



まちなみの核となる伝統的な様式の建造物



地域の個性を活かした新たなデザイン



塀による連続感のあるまちなみ

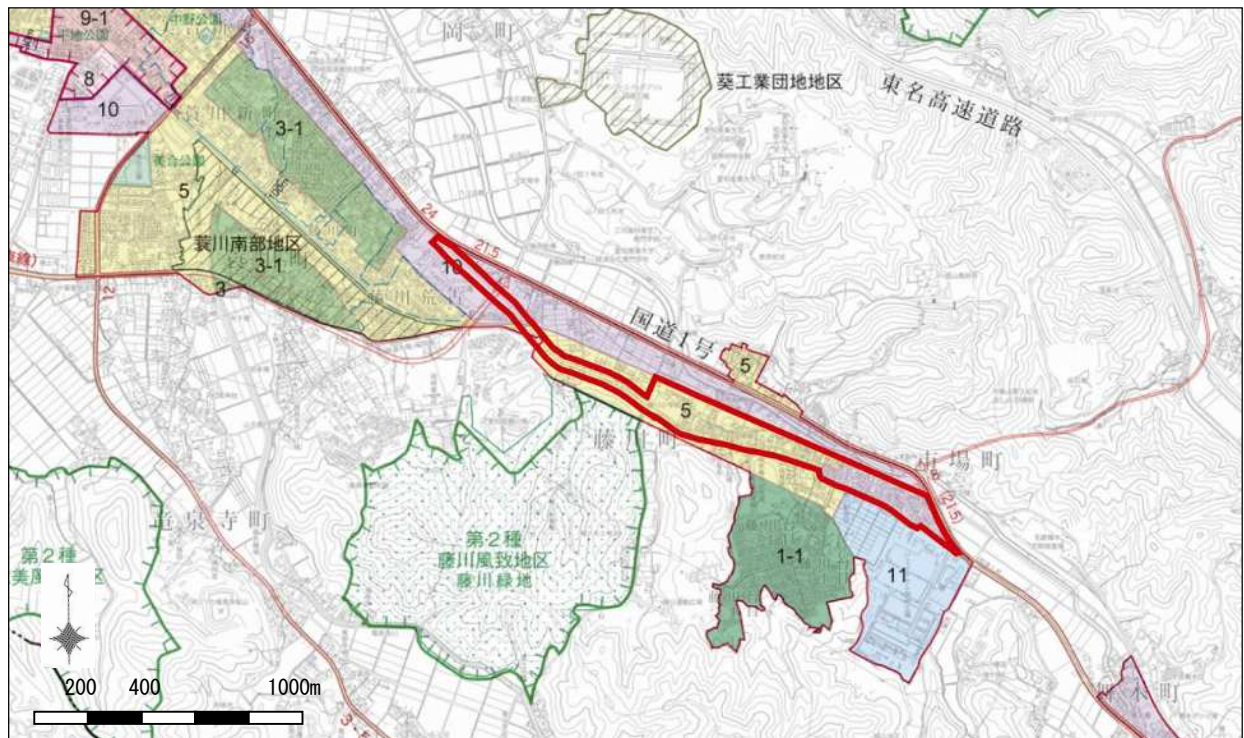


西棒鼻跡（西棒鼻ポケットパーク）

## (2) 地区の区域

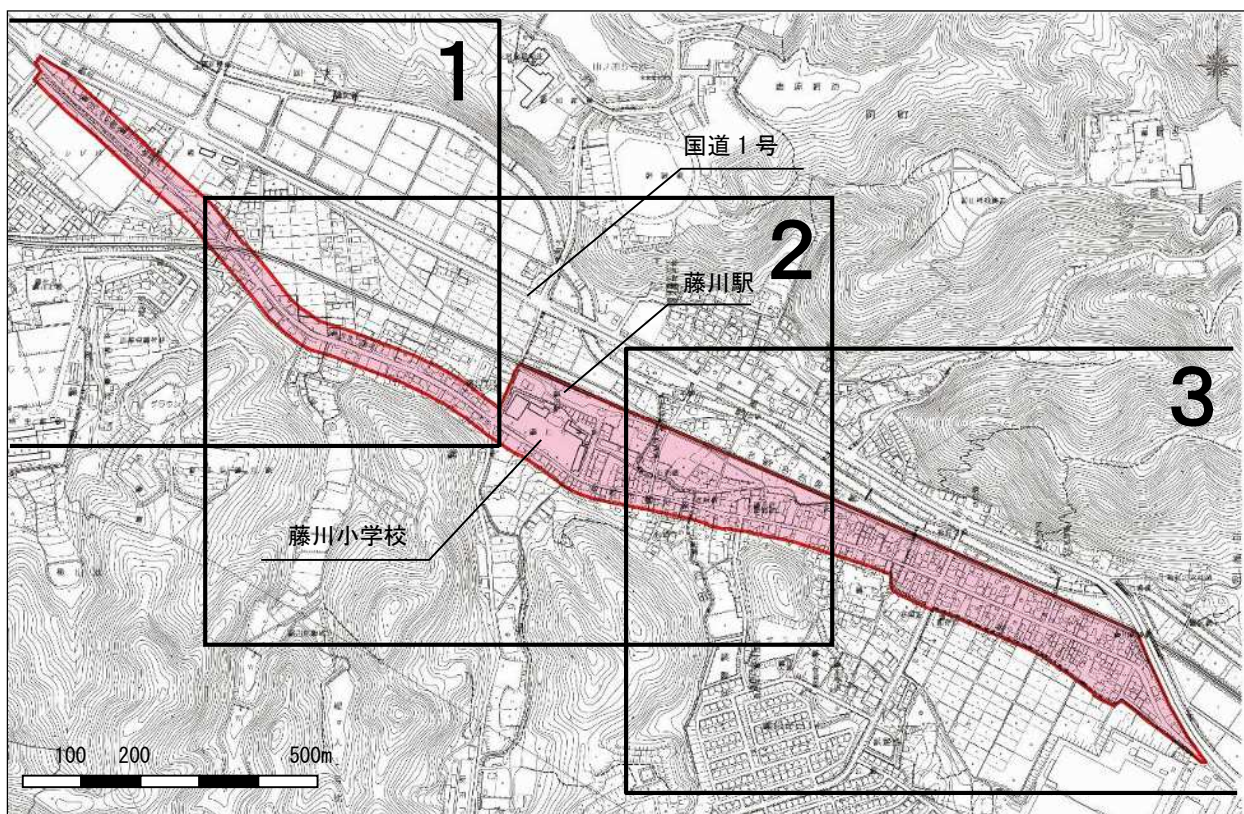
藤川地区景観形成重点地区の指定範囲は、旧東海道の端から両側 20 メートルを基本に、宿場町であった西棒鼻と東棒鼻の間については、路地や水路、地域の玄関口である藤川駅周辺を含め、鉄道や道路、河川等の地形地物により一体的に捉えられる区域とします。(面積約 17.7 ヘクタール)

### ■藤川地区景観形成重点地区の区域 (広域)

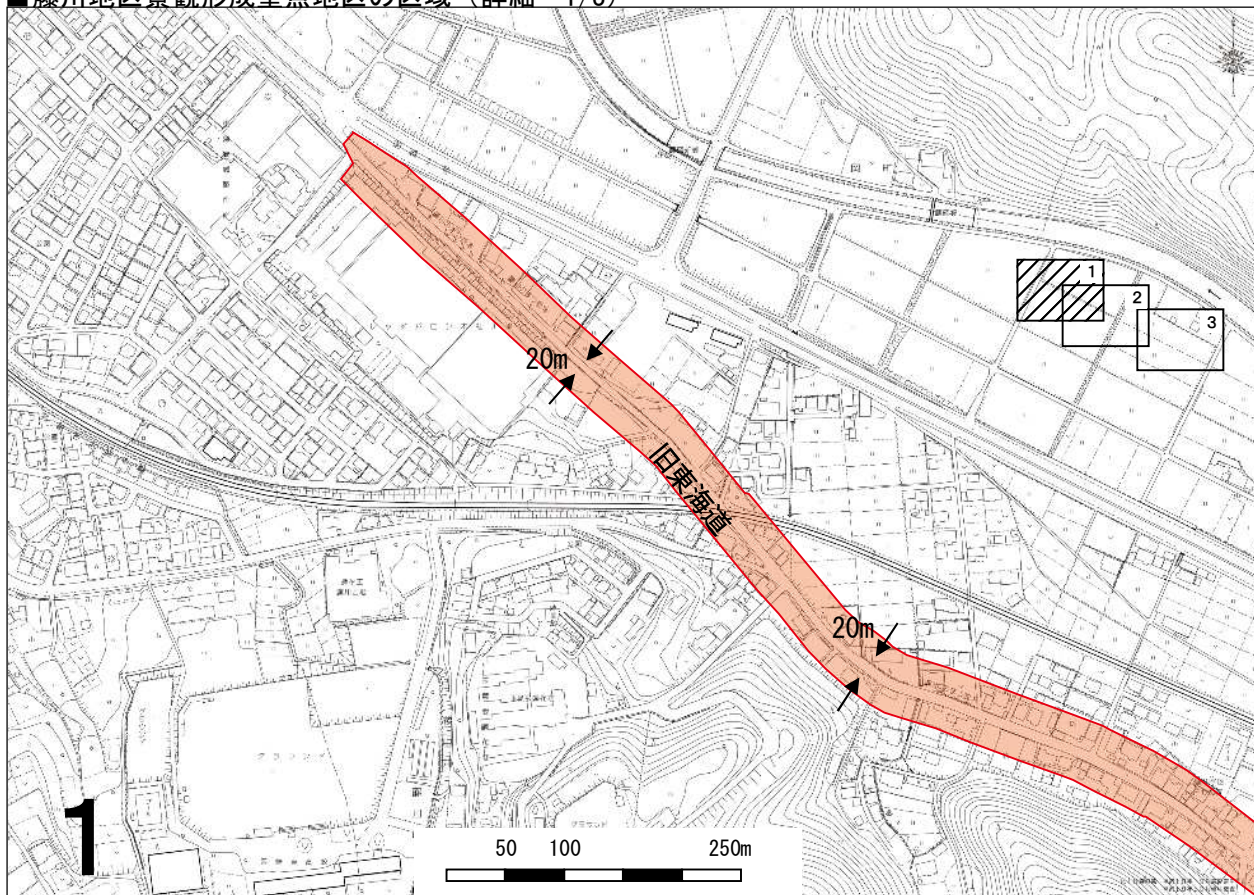


※藤川地区の指定区域は、都市計画法に基づく第一種住居地域及び準工業地域に位置づけられています。

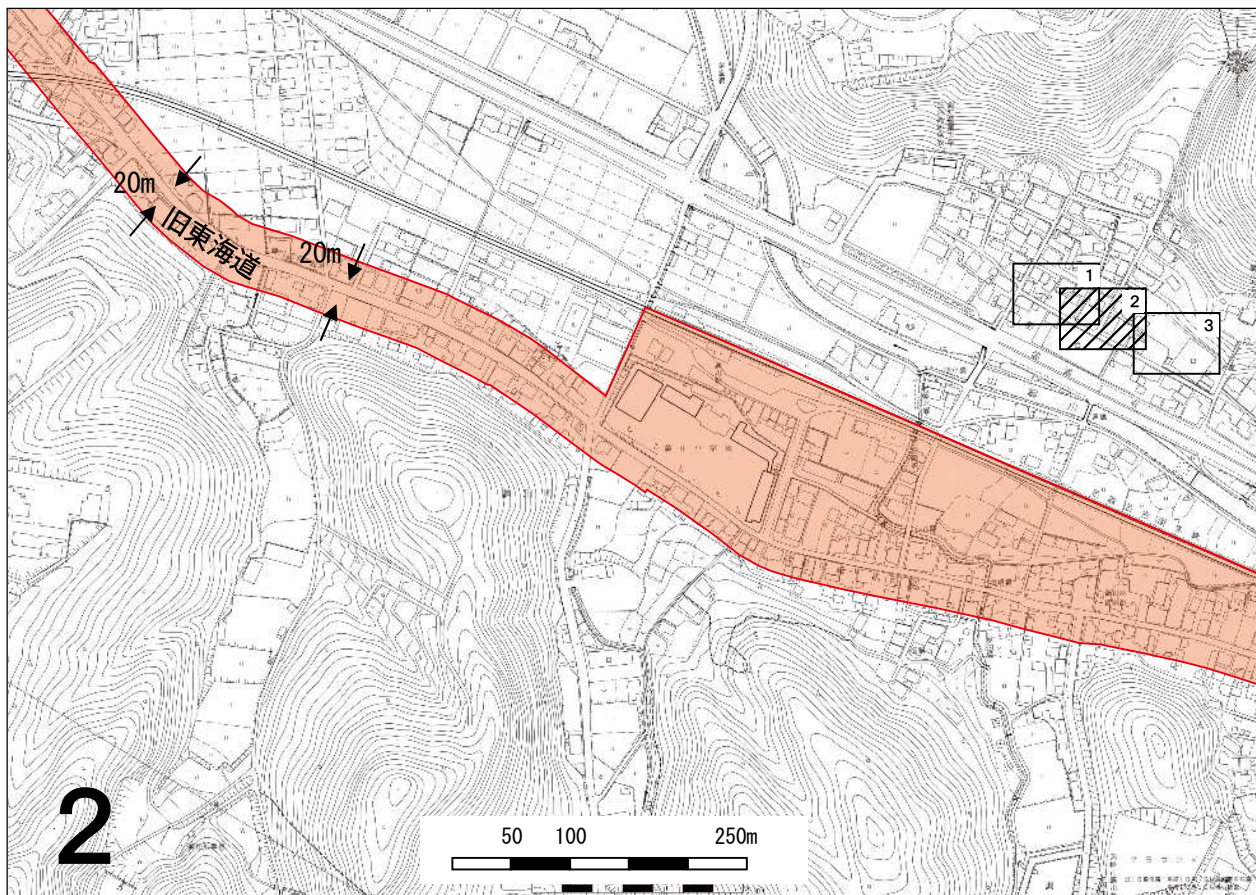
### ■藤川地区景観形成重点地区の区域 (総括図)



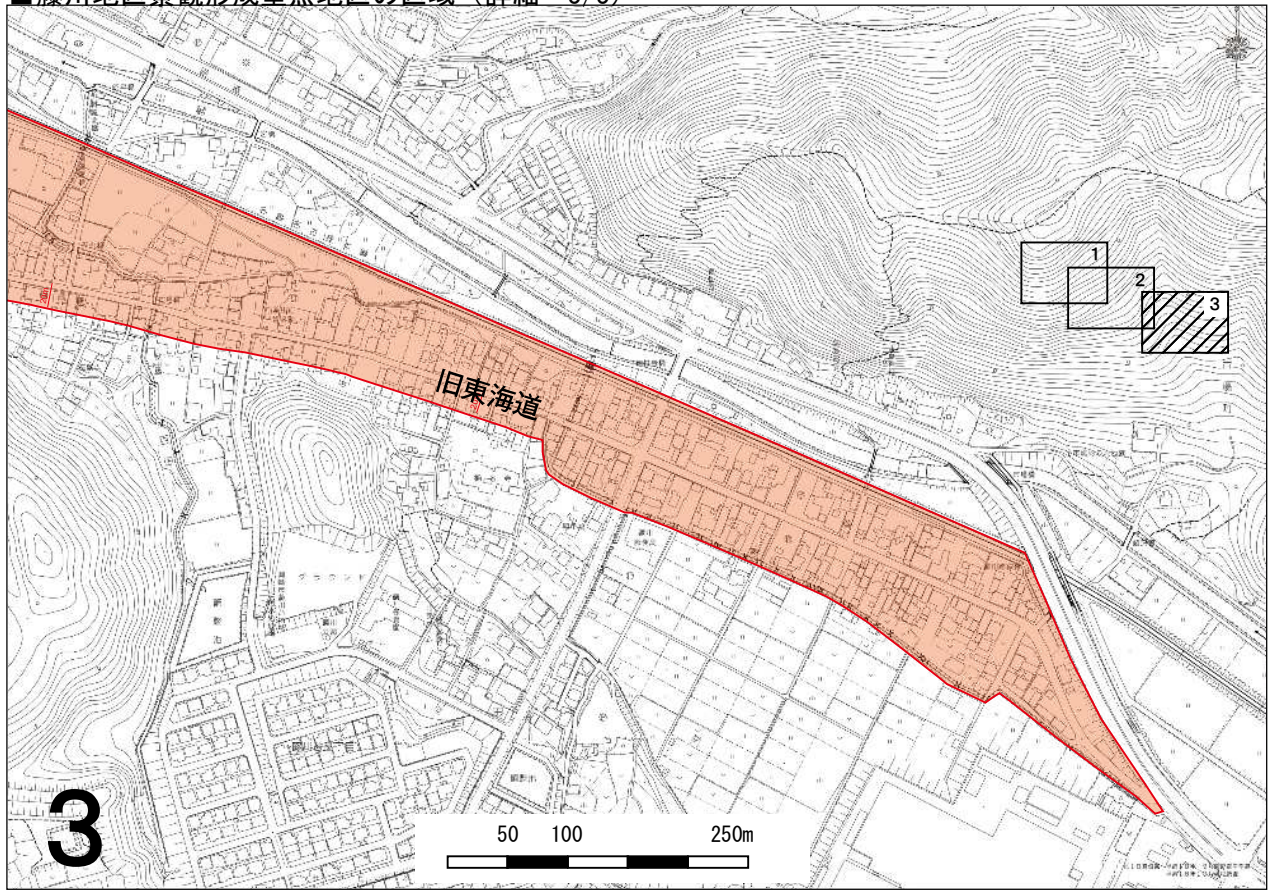
■藤川地区景観形成重点地区の区域（詳細 1/3）



■藤川地区景観形成重点地区の区域（詳細 2/3）



■ 藤川地区景観形成重点地区の区域（詳細 3/3）



昭和22年（1947年）撮影



平成23年（2011年）撮影

### (3) 景観まちづくりの方針

#### 1) 将来の景観像

## 豊かなくらしに 宿場町の風情がただようまちなみ

藤川地区の景観まちづくりは、宿場町という地域の個性を活かし、自然地形や先人たちが築いた固有の歴史や伝統と、ここで生活する人々のくらしとの調和を通じて、良好な景観を保全及び創出し、地域の魅力や活力を高めながら、藤川らしいまちなみを育んでいくことが大切です。

固有の歴史や伝統を今に伝える歴史的な建造物等を大切に守るとともに、これらと新しいデザインが美しく融合・調和するような景観形成の取り組みと、安全・安心、快適にくらせるための環境改善のまちづくりとが一体となった「景観まちづくり」を進め、「豊かなくらしに宿場町の風情がただようまちなみ」を、生活環境の住みよさの向上や、住む人の誇りや愛着とともに長い時間をかけて創生します。



## 2) 景観形成方針

目指すべき将来の景観像を実現するために、次に示す3つの方針を掲げ、市民や事業者と行政の積極的な協働・協創による景観まちづくりを進めます。

### I 一人ひとりが地域への関心を高め、できることから主体的に取り組む

景観まちづくりは、人々の日々の暮らしの積み重ねによって、より良い生活環境とともに良好な景観を育むものであり、ここでくらす一人ひとりが、目の前の景観や地域への関心を高め、できることから主体的に景観まちづくりに取り組むこととします。

このため、行政は、地域や景観について学び、考え、行動する機会の提供や、専門家や有識者の派遣等による知識の普及等により、景観まちづくりへの意識を高めるとともに地域の主体的な取り組みの支援に継続的に取り組むこととします。

### II 歴史的な建造物等を守り、「まちなみ」の核として活かす

歴史を重ねた建造物やまつ並木、むらさき麦等の地域の歴史や伝統を物語る数々の資産は、地域固有の歴史や成り立ちを伝えるものであることから、将来にわたり、保全するとともに、個々の建築物等をつなぐ、まちなみ景観の核として活用します。

### III まちの変化をつなぎ、生活環境の向上とともに宿場町の風情をつくる

まちは変化するものであり、まちの姿である景観もまた、歴史的なものだけではなく、新しくつくられるものと一体となってかたちづけられ、常に変化していくものです。

建築物等の建替え等の、まちの変化の機会を捉え、一定のルールのもと、安全・安心、快適にくらせるための生活環境の向上を通じて、歴史的なものと新たなものが美しく調和し、豊かなくらしと宿場町の風情とが調和する、“藤川らしい”まちなみ景観を創生します。

#### コラム column

#### 「温故知新」のまちづくり

「温故知新」。古いものや事柄を尋ね振り返って、その良い点を掘り起こして先人の英知に学び、新しい事業の良い指針にしよう、古き良きものの中から新しい意味をくみとる事が大切であるという意味です。

歴史の中に新しい方向を見出す。それぞれの地域には、先人らが時々の問題を解決しながら、住みよいまちづくりに努力してきた歴史があります。継承されてきた資産からは、先人らの郷土への誇りと愛着、そして後世への愛情を十分に感じることができます。

### 3) 景観配慮指針等

#### ① 景観配慮指針

景観形成方針に基づき、建築行為等に際して、景観上配慮いただきたい事項を、景観配慮指針として、次のとおり定めます。(景観配慮指針の考え方は91ページを参照。)

##### ■景観配慮指針(藤川地区)

項目		推奨配慮指針(自主配慮)
建築物及び工作物	高さ	□周辺のまちなみと調和するよう、周囲から突出しない高さとするよう努める。
	位置配置	□旧東海道に面する建築物等の壁面の位置は、歴史的な建造物等にできるだけそろえ、まちなみが連続するよう努める。 □やむなく、建築物等を後退して建築する場合や、駐車場等の空地の場合は、道路沿いに門、塀、生垣等を設け、まちなみの連続性を損なわないよう努める。
	形態意匠	□屋根の形状は、勾配屋根を基本とし、歴史的な建造物と調和するよう努める。(旧東海道に面する建築物は平入りとする等)
		□壁面及び屋根の素材は、周辺のまちなみと調和するよう、落ち着いた質感を基本とし、自然素材を用いるよう努める。(木材、石材及び瓦を用いる等)
	色彩	□壁面及び屋根の色彩は、周辺のまちなみと調和するよう、低彩度の落ち着いた色彩となるよう努める。
屋外設備等	□屋外に設ける設備(空調機器の室外機等)は、道路等の公共空間から直接見えにくい場所に配置するよう努める。 □やむをえない場合は、建築物等との調和に配慮し、植栽や木製部材で囲うか色彩を工夫するよう努める。	
道路空間		□利用者が安心して利用できる快適性と、道路舗装の工夫等により沿道のまちなみを引き立てる潤いのある道路空間の創出を図る。

※平入りとは、建物の正面出入口の方向に向かって一律に傾斜している屋根の形式をいいます。  
藤川地区で見られる歴史的な建造物等では、道路に面して平入りの形式のものが多く見られます。

#### ② 景観協議の対象行為

景観協議の対象行為は、次のとおりとします。(景観協議のしくみは87~88ページを参照。)

##### ■景観協議の対象行為(藤川地区)

区分	規模	行為
建築物	□全てのもの	□新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
工作物		□新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

※道路整備についても、原則として、景観協議を行うこととします。

##### 【適用除外】

- ◆景観計画区域(市全域)の適用除外に定めた事項

## (4) 景観形成基準等

景観まちづくりの方針を受け、藤川らしいまちなみ景観を維持するため、建築物等の高さの最高限度を定めます。

### ■景観形成基準（藤川地区）

項 目		指導基準（勧告）
工作物 建築物及び び	高さ	<input type="checkbox"/> 地盤面からの高さが12メートルを超えないものとする。 <input type="checkbox"/> ただし、市長が景観審議会の意見を聴き、良好な景観を阻害しないものとして認める場合はこの限りでない。

### ■届出対象行為（藤川地区）

区 分	規 模	行 為
建築物	<input type="checkbox"/> 高さが10メートルを超えるもの	<input type="checkbox"/> 新築、増築、改築若しくは移転又は外観を変更することとなる修繕若しくは模様替
工作物		<input type="checkbox"/> 新設、増築、改築若しくは移転又は外観を変更することとなる修繕若しくは模様替

※当該工作物が建築物と一体となって設置される場合にあつては、地盤面から当該工作物の上端までの高さが届出対象行為の規模を超えるものを含む。

#### 【適用除外】

- ◆景観計画区域（市全域）の適用除外に定めた事項
- ◆10メートルを超えない高さにおける外観を変更することとなる修繕又は模様替

### 《参考：「東海道ルネッサンス」と「歴史国道」》

#### ■ 東海道ルネッサンス～東海道を軸にした「温故知新」の文化活動

地域づくりの一環として、東海道の宿駅制度が制定されて400年目にあたる2001年（平成13年）を目標に、東海道のルーツとでもいふべき東海道五十三次が、宿場町や旧街道を中心に、地域の活性化と発展に寄与した歴史をたどり、東海道の面影や文化を遺産として伝えるとともに、新しい時代に向けての新たな地域文化の創出など、「東海道」という一つの概念をもとに、沿線地域の活性化に向けて行った諸活動は「東海道ルネッサンス」と呼ばれました。

#### ■ 歴史国道～愛知県で唯一選定された「東海道藤川宿」

歴史上重要な幹線道路として利用され、国として特に重要な歴史的・文化的価値を有する道路は「歴史国道」と呼ばれ、平成8年3月、藤川は、国土交通省より「歴史国道東海道藤川宿」に選定されました。その道路を対象に、保存、復元及び活用を図り、あわせて地域からの情報発信を行うことにより、歴史文化を軸とした地域づくりと活性化、地域の歴史文化と触れ合うことのできる魅力的な空間づくり、道と地域の歴史文化の継承などを目的として実施される事業を「歴史国道整備事業」といいます。藤川地区では、宿場町等の歴史を活かした藤川らしいまちづくりの一環として、平成8年より事業が実施されました。

《参考：景観パネル「岡崎城下二十七曲り 城下町と宿場町からなる屈折の多い町並み」》

おかざき風景まちづくり 5-1 中心市街地①

# 岡崎城下二十七曲り 城下町と宿場町からなる 屈折の多い町並み



岡崎城郭図 「新編岡崎市史近世3」

豊臣側の田中吉政は、天正18年（1590）に岡崎城入城後、矢作川に初めて橋をかけ、菅生川の南にあった東海道を城下へ引き入れるなど、関東の徳川家康の西上に備え、城下の整備にとりかかりました。城下の道は、外敵には城までの距離を伸ばし、間道を利用して防御することができる屈折の多い道が常で、岡崎はその典型。しかし、徳川の安定政権が続くと防御の意味もなくなり、城下町・宿場町として栄えていきました。

江戸時代、城下を通る東海道は、「岡崎の二十七曲り」と呼ばれ、屈折の多いその町並みの長さは有名で、本陣3軒、脇本陣も3軒あった岡崎宿は、東海道の中でも三番目に規模の大きい第38番目の宿場町であり、矢作川の水運や奥三河からの物資の集散地として繁栄しました。

太平洋戦争時の空襲により宿場の面影はほとんどありませんが、現在でも、街角の碑や道標、常夜燈、商家の看板などをたどって屈折の多い町並みを楽しむことができます。



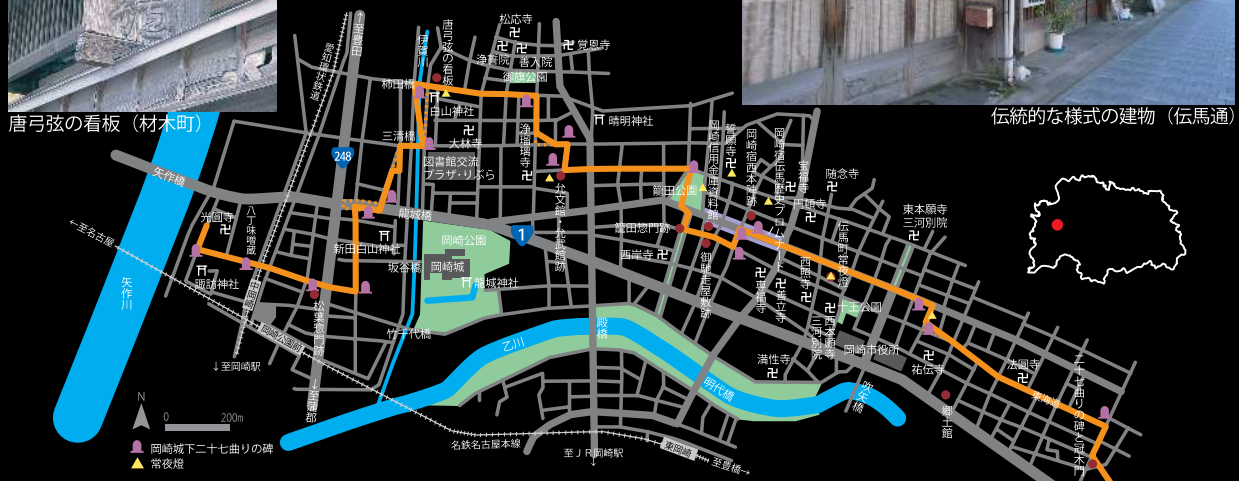
唐弓弦の看板（材木町）



岡崎城下二十七曲りの碑（両町）



伝統的な様式の建物（伝馬通）



岡崎宿伝馬歴史プロムナード



常夜燈（伝馬通）



岡崎信用金庫資料館(旧商工会議所)（伝馬通）



岡崎城下二十七曲りの碑・冠木門（若宮町）

# 3. 中央緑道周辺地区景観形成重点地区

## (1) 地区の概要

### 1) 地区の特性

#### ① 自然・地形

中央緑道は、名鉄東岡崎駅から籠田公園までの約1kmの動線のうち、乙川にかかる桜城橋から籠田公園を結ぶ乙川以北の全長300m、全幅約30mの緑の軸です。中央緑道には旧東海道や国道1号が縦断し、歴史的なまちの名残と新しいまちなみを同時に感じる事ができるほか、河岸段丘の高低差を生かして乙川への豊かな眺望を楽しむことができます。もともとは乙川に南面した竜頭山(現・岡崎城)の東側に位置する丘陵で、築山とも呼ばれた一帯です。



中心市街地(岡崎城と乙川)

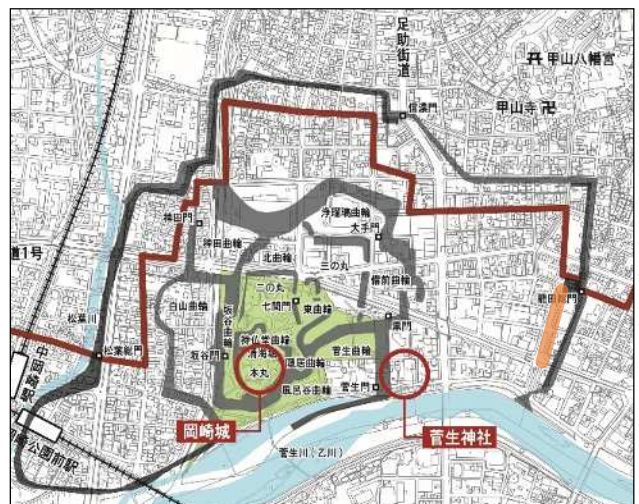


出典：国土地理院ウェブサイト

(<http://cyberjapandata.gsi.go.jp/>)

#### ② 歴史・伝統

現在の中央緑道付近は、田中吉政によって整備された岡崎城総曲輪の東端にあたり、江戸時代には総持尼寺や侍屋敷が立ち並ぶ地域でした。明治時代以降は警察署や役場が建つなど、公共施設が集う額田郡及び岡崎町の中心地となりました。昭和20年の空襲により岡崎市の中心部は大きな被害を受け、戦後は岡崎市の戦災復興都市計画(1947-1957)に基づき整備が行われました。その特徴は城下町の頃から戦前まで持続的に使われてきた街路の多くを踏襲して計画された点にあります。軸となる東西方向の旧東海道を中心とした街路と、それに直行する市街北側に点在する寺社の参道によって構成された近世城下町の構造は、戦災復興後も引き継がれています。



岡崎城城郭図  
(岡崎市歴史的風致維持向上計画より)

凡例	
■	堀(遺構)
■	土手(遺構)
—	川
—	旧東海道
++++	鉄道

中央緑道周辺地区

### ③ くらし・まち

中央緑道周辺地区は都市計画においては、商業系の用途地域に指定されています。中央緑道に近い康生通周辺には、第二次世界大戦後の戦災復興区画整理事業により、商店街を中心とした商業の集積が生まれました。しかし、昭和40年代から60年代にかけて康生通西地区へデパートやレクリエーション施設等が進出し、郊外への大規模集客施設が出店したことなどにより、来街者が減少しています。中央緑道は昭和49年（1974）に設置され、岡崎市中心街の中央に緑道を配していることから、中央緑道と呼ばれるようになりました。自動車が一般に普及し始めたことに伴い、昭和56年（1981）には、中央緑道の途中に入口を設けた籠田公園地下駐車場が新設されました。

平成26年度以降は乙川リバーフロント整備事業による整備や公民連携のまちづくりが推進され、公共施設の充実やまちの活性化が図られています。整備された籠田公園、中央緑道やその周辺の道路は、令和4年に地域景観の骨格を成す主な構成要素の一つとして景観重要公共施設に指定されています。



中央緑道の様子

## 2) 課題

岡崎市の中心部においては、乙川河川敷の豊かな水辺空間を活かした整備や東岡崎駅の再整備が進み、令和元年度以降、中央緑道周辺地区では桜城橋の開通や中央緑道の整備完了など、本市を代表する観光資源が次々と出現し、多くの来訪者が訪れる場所となっています。現状は地域住民のまちに対する誇りによって質の高い景観が維持されている一方で、今後は民間の再投資の誘発が想定され、景観の将来像や配慮事項が示されていない現状では、不調和な形状や色彩を有する建築物や屋外広告物の出現も懸念されます。

市民が心豊かに生活し、来街者がまちあるき等を楽しむことができる、現状の魅力的な景観を維持・向上していくために、新しい建築物等を対象としたルール作りが必要です。

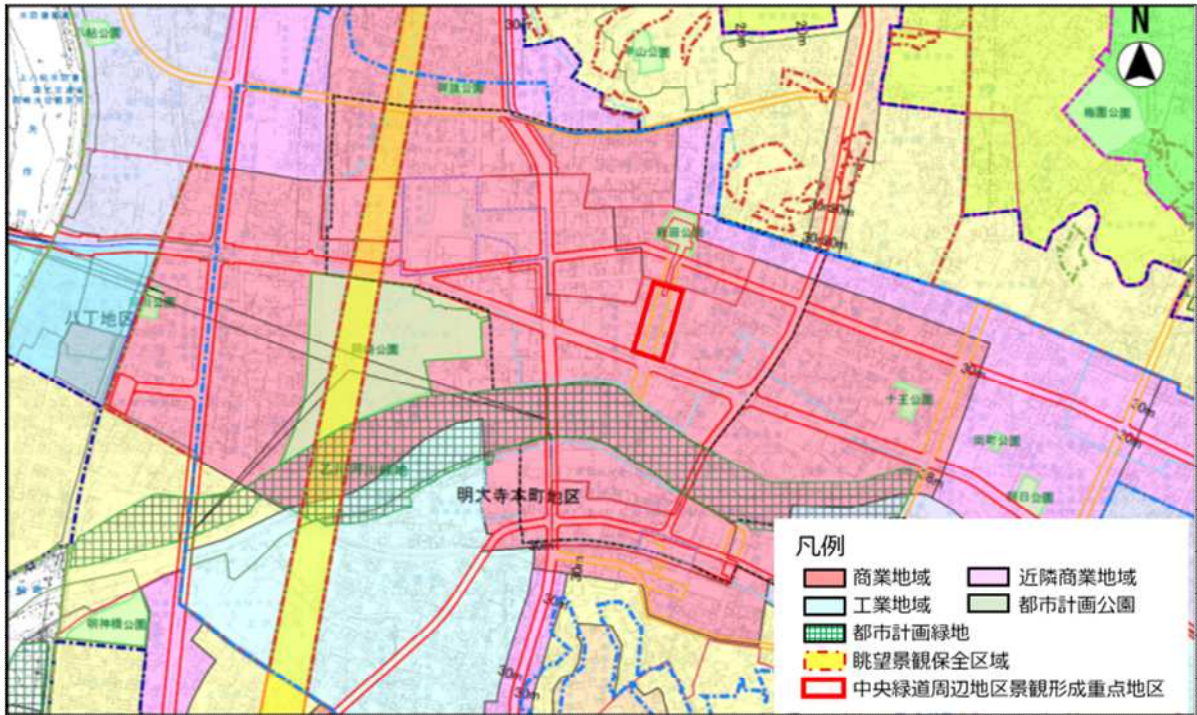
## 2) 景観まちづくりの意義

岡崎城と周辺の歴史文化資産、乙川や周辺の緑が見せる四季折々の自然美は後世へと大切に継承すべき市民共有の財産の一つです。乙川を中心とした地区では、これらを核としながら公共空間の利活用促進を念頭に置き、沿道建築物の外観と河川や道路空間が一体となった景観まちづくりを進め、公民が一体となって「くらしの質の向上」や「歩いて楽しいまちなみ」を実現するための景観まちづくりを進めることとします。

## (2) 地区の区域

地域を象徴する歩行空間及び広場としての機能を有する中央緑道を都市軸とし、中央緑道と周辺建築物や敷地の一体的な利用による一貫した景観形成を図るため、籠田公園から桜城橋までの全区域の景観形成重点地区の指定を進めますが、先行して籠田町と康生通南の町境から国道1号以北の一部区域を指定します。この一部区域を中央緑道周辺地区景観形成重点地区とし、指定範囲は緑道に接する道路と民地境界から20mの範囲を区域とします。(面積約0.7ヘクタール)

### ■ 中央緑道周辺地区景観形成重点地区の区域 (広域)



※中央緑道周辺地区の指定区域は、都市計画法に基づく商業地域に位置付けられています。

### ■ 中央緑道周辺地区景観形成重点地区の区域 (詳細)



### (3) 景観まちづくりの方針

#### 1) 将来の景観像

緑道内の取組をまちが包括的にサポートし、  
歩いて楽しい魅力のあるまちなみ

中央緑道地区における景観の将来像は、本計画の理念である「美しく風格のある岡崎の創出－自然・歴史・くらしをつなぎ、誇りと愛着をはぐくむ景観まちづくり－」を基本としつつ、乙川リバーフロント地区公民連携まちづくり基本計画における中央緑道の将来像「エリアの価値を支える地域の前庭・街の象徴となる軸の形成・都市の中の自然が豊かで快適な散歩道」や、都市計画マスタープランなど関係する各種計画の理念と連携し調和を図るものとします。

具体的には、桜城橋から籠田公園への緑の都市軸である中央緑道をQURUWAの導入部となるオープンスペースとして強化し、沿道を含めて岡崎の「まちのかお」となる水と緑を生かした都市景観とするため、下記の項目を重視します。

- 1) すでに質の高い景観が形成されているまちの景観を継続的に守り、維持、向上していくため、新たにつくられる周辺の建築物等の高さ・形態等は緑道内からの眺望との調和に配慮し、中央緑道の緑化や夜間照明の雰囲気等の居心地の良さをまちに広めること
- 2) 中央緑道周辺において地域の醸成された「かお」が見える関係を強化するため、建築物の低層部においては緑道内の活動と一体になるような店舗等を配置し、人が目的をもって訪問し長く滞在したくなるような魅力あるまちを創出すること



中央緑道周辺地区景観形成重点地区（中央緑道北側より南を望む）

## 2) 景観形成方針

目指すべき将来の景観像を実現するために、次に示す4つの方針を掲げ、市民や事業者と行政の積極的な協同・協創による景観まちづくりを進めます。

### I 地域の「かお」となるまちなみ

中央緑道沿道では、乙川への眺望や中央緑道の再整備によって地域住民の自然景観への関心が高まっています。さらに、中央緑道沿道の景観を岡崎の「まちのかお」の並ぶ都市計画に育てるために、中央緑道沿道の建築物は緑道側の街路に駐車場や搬入口などの配置をできるだけ避け、緑道側を建築物の正面としてデザインし、外装材などに地域の職人や事業者が関わった素材や工法を用いることで、地域への敬意を表現します。

### II 緑道の居心地を展開したまちなみ

中央緑道や籠田公園の再整備によって生じた滞在型の緑地・街路空間の考え方を中央緑道に面する敷地にも展開し、オープンスペースや緑地を設け、ベンチやテーブルなどの家具を積極的に配置できる居心地の良い外部空間とすることで人を中心に据えたまちをつくります。また、夜間も安全・快適に過ごせるように、敷地内に照明を設ける場合には、中央緑道の照明に合わせた色の灯りとするなど、まちなみの明るさが柔らかなものとなるよう配慮します。



中央緑道周辺地区景観形成重点地区における将来のありうべき景観像（国道1号より北を望む）

### Ⅲ 乙川に連続する空を感じられるまちなみ

中央緑道沿道のまちなみの景観を緑地がつくる自然景観と調和のとれたものとするため、まちのスカイラインを構成する建築物の高層部は中央緑道内や乙川から見て壁のようにならないようにします。特に、建築物の中高層部の壁面を後退するように配慮するなど、空の解放感を感じられる建築物の形態とします。

### Ⅳ 緑道の自然・歴史と連続するまちなみ

中央緑道沿道のまちなみがつくる都市景観を緑地がつくる自然景観や長い時間が育んだ歴史と調和のとれたものとするために、建築物の外壁や屋根等の色彩は、土や自然素材に近い色相、低彩度・低明度を基本とし、極端な明度差をなくし、華やかな色彩を避けることで、緑道で四季折々に変化を見せる木々や草花の色合いが活かせるようなものとします。また、緑道から見える位置に屋外広告物を設置する場合は歩行者中心のまちにふさわしく、歩く人に視認される大きさを目安にひとつひとつの規模や形態、意匠を調整します。



籠田公園と中央緑道



国道1号付近から見た中央緑道



国道1号から景観形成重点地区を望む

### 3) 景観配慮指針等

#### ① 景観配慮指針

景観形成方針に基づき、建築行為等に際して景観上配慮いただきたい事項を、景観配慮指針として次のとおり定めます。

##### ■景観配慮指針（中央緑道周辺地区）

項 目		推奨配慮指針（自主配慮）
建築物及び工作物	色彩	中央緑道や乙川がもたらす自然と馴染むまちなみを形成するため、建築物の外壁、屋根、工作物及び屋外広告物に使用する色彩は極端な明度差・彩度差を少なくし、自然景観が持つ柔らかな明度起伏からの突出を避けるように努める。
	形態意匠	中央緑道や乙川がもたらす自然景観と調和のとれたものとするため、建築物の外壁、屋根及び工作物に使用する素材は地域の事業者や職人の関わった素材を選定するなど、地域への敬意を表現するように努める。
	位置配置	中央緑道を中心とした歩きたくなる街路空間を創出するため、駐車場の出入口等は緑道側の配置を避け、滞在空間を創出する緑のオープンスペース(※)を積極的に確保するように努める。
	高さ	中央緑道の柔らかなスカイラインと調和のとれた都市景観を形成するため、建築物の中高層部の壁面を後退させるなど、空の開放感が感じられるような街路空間となるように努める。
	屋外設備	地域の「かお」となるまちなみを形成するため、屋外に設ける設備等は中央緑道側に配置しないように努める。
	照明	夜間も安全に歩くことができる街路空間を形成するため、中央緑道内の景観に応じて照明を配置する。照明は過度な光や不快な光が生じない形態や設置位置とし、柔らかな光を感じるまちなみの創出に寄与するよう努める。
	屋外広告物	歩きたくなる街路空間のスケールに合わせて屋外広告物は建築物と統一感があり、大きさに配慮した掲出方法とするように努める。
	緑化	緑地空間・街路空間と連続した歩いて楽しいまちなみをつくるため、まちなみの緑視率の向上や中央緑道との統一感の創出につながる建築物の足元の緑化を図るように努める。また、中央緑道や乙川沿道との一体的な活動を誘発するため、敷地内に中高木を設置する際は街路空間に緑陰をもたらす枝下高さ 2.5m 以上の樹種の選定を推奨する。

※ 駐車場はオープンスペースに含まない

#### ② 景観協議の対象行為

景観協議の対象行為は、次のとおりとします。

##### ■景観協議の対象行為（中央緑道周辺地区）

項 目	規 模	行 為
建築物	すべてのもの	新築、改築、増築もしくは移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替又は色彩の変更
工作物		

##### 【適用除外】

- ◆景観計画区域（市全域）の適用除外に定めた事項

## (4) 景観形成基準等

景観まちづくりの方針を受け、中央緑道周辺地区らしいまちなみ景観を維持するため、下記のとおり景観形成基準を定めます。

■景観形成基準（中央緑道周辺地区）

項 目	指 導 基 準（勸告）（※）	
建築物及び工作物	<b>色彩</b>	建築物の外壁や屋根、工作物の色彩は、低彩度かつ中明度の色彩を基準とする。具体的には、外壁等の面積に応じて使用可能な基調色・補助色・強調色の色域を定めた色彩基準を用いる。
	<b>位置配置</b>	中央緑道と連続したまちなみを創出するため、延床面積 300 ㎡以上の建築物を新築する場合は、敷地面積の 5%と 200 ㎡のうちいずれか小さい面積以上のオープンスペースを中央緑道に面して確保する。
	<b>屋外設備</b>	建築物を新築する場合は、屋外設備等が中央緑道側に露出せずに配置できるスペースを事前に計画する。やむを得ず緑道側に屋外設備等が露出する場合は、建築物の意匠・色彩と一体的なデザインとしたり、植栽等で修景を行うなどの配慮を行う。
	<b>照明</b>	中央緑道側に外部照明を設置する場合は、電球色や温白色（色温度 2700K から 3500K）とする。
	<b>緑化</b>	延床面積が 1,000 ㎡を超える建築物を新築する場合は、敷地面積の 5%以上の緑化施設（壁面緑化や屋上緑化等）を中央緑道から見える場所を中心に設ける。また、岡崎市の在来種を栽培するなど中央緑道との統一感の創出に寄与する種類の植栽を推奨する。

※ 形態意匠(色彩)は変更命令

※ 駐車場はオープンスペースに含まない

■色彩基準について

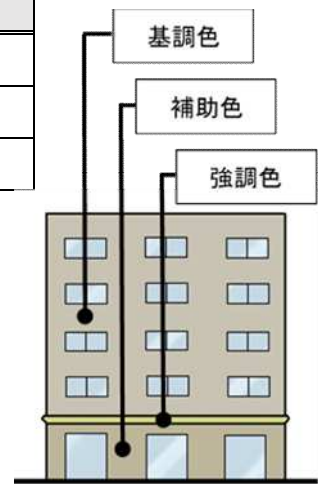
中央緑道周辺景観形成重点地区では、建築物の外壁・屋根等、工作物の外観の色彩について、適切な面積配分を設け、マンセル値による色彩基準を設定するとともに、周辺景観との調和を図ります。このうち、建築物の外壁の色彩基準は外壁や屋根等の各面の見付面積の割合によって「基調色」「補助色」「強調色」の3つに区分し、色彩の使用可能範囲等を定めます。

基調色（建築物の外壁や屋根等、工作物の各面の見付面積の 4/5 以上）						
建築物等の基調となり、建築物等全体のイメージを生む色彩						
色相	R（赤）、YR（黄赤）		Y（黄）		その他の色相	
明度	4以上8以下	8を超える	4以上8以下	8を超える	4以上8以下	8を超える
彩度	6以下	2以下	4以下	2以下	2以下	1以下

補助色（建築物の外壁や屋根、工作物の各面の見付面積の 1/5 未満）			
基調色を引き立て建築物等のデザインに変化をつける色彩			
色相	R（赤）、YR（黄赤）	Y（黄）	その他の色相
明度	規制なし	規制なし	規制なし
彩度	6以下	6以下	2以下

強調色（建築物等の外壁や屋根、工作物の各面の見付面積の1/20以下） ごく小面積で使用するによりアクセントを与える色彩			
色相	R（赤）、YR（黄赤）	Y（黄）	その他の色相
明度	規制なし	規制なし	規制なし
彩度	規制なし	規制なし	規制なし

※各面の見付面積：建築物等の一つの面における鉛直投影面積  
 ※基本は基調色とし、補助色+強調色≦外壁各面の面積1/5とする  
 ※高さ15m以下かつ延床面積300㎡以下の建築物の場合は、基調色に  
 使用できる明度基準を「2以上8以下」としてもよい



■届出対象行為（中央緑道周辺地区）

項目	規模	行為
建築物	すべてのもの	新築、改築、増築もしくは移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替又は色彩の変更
工作物		

【適用除外】

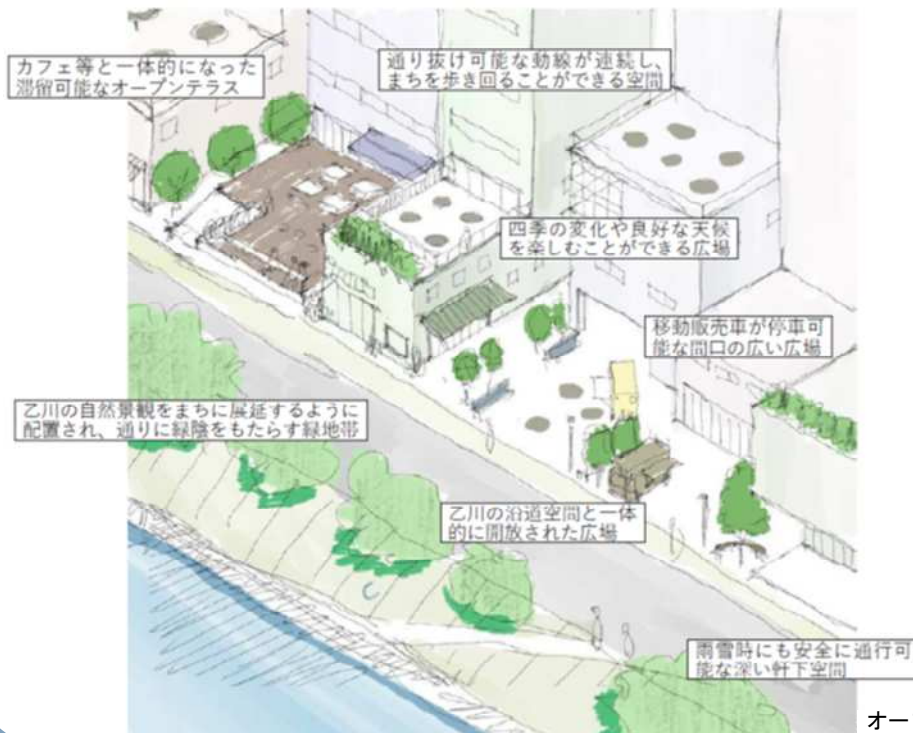
◆景観計画区域（市全域）の適用除外に定めた事項



オープンスペースについて

岡崎市ではオープンスペースを下記のように考えています。

官民の中間領域としての快適な歩行空間を形成し、岡崎市の自然の魅力を広げ、市民や来訪者の滞留・交流を促す多様な使い方が可能な空間



オープンスペースの例